

平成30年度

事業計画書

公益財団法人 都道府県会館

当法人は、災害による被害者の支援及び国政の健全な運営の確保に資することを目的とし、自然災害により被災した都道府県民の生活再建支援、都道府県行政の活動支援、その他地方自治の円滑な運営と進展に寄与する事業を行う公益財団法人である。

平成 30 年度に当法人で実施する各事業については、以下のとおりとし、それぞれの事業を確実に円滑に実施していく。

1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業 (公益目的事業 1)

本事業は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、生活再建支援のため、被災者生活再建支援金（以下、支援金）を支給する事業である。

平成 11 年 2 月 8 日付けで国から被災者生活再建支援法人の指定を受けた財団法人都道府県会館は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受け、同年 4 月 5 日から支援金支給業務を開始した。その後、平成 26 年 4 月 1 日付けで本財団は公益財団法人に移行し、公益財団法人都道府県会館として継続して支援金支給業務を行っている。

支援金は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」として、全壊世帯、解体世帯及び長期避難世帯に 100 万円、大規模半壊世帯に 50 万円が支給され、この額に、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は 200 万円、補修する場合は 100 万円、賃借する場合は 50 万円がそれぞれ加算される仕組み（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単数世帯は各 3/4 相当の金額）となっている。

平成 30 年度においては、熊本地震や東日本大震災の未申請世帯からの申請、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害など、主に加算支援金の申請を見込んでいる。その他近年の多発する自然災害への対応分も含めて、支援金支給額を 42,528,045 千円と見込み、被災世帯への迅速かつ適正な支給に努めるものと

する。

(東日本大震災分：18,982,600 千円、熊本地震分：19,141,900 千円、
その他災害分：4,403,545 千円)

また、近年の、台風や突風、ゲリラ豪雨災害などの多発により、多くの災害が被災者生活再建支援法の適用となり、事務量の増加と共に申請書類が急増して、保管場所の確保が問題になってきた。そのため、外部倉庫への移管や審査に必要な保管書類内の各種情報の確認方法など、保管方法の見直しと対策を実施することとする。

なお、被災者の支援金申請時の申請手続き及び自治体の負担低減、併せて支給事務の効率化をはかるため、マイナンバーを活用することが検討されているが、この問題についても新年度以降引き続き、導入への検討を行っていくこととする。

2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業

(公益目的事業2)

本事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金(30億円余)より生ずる運用益を原資として、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を、助成金の交付により支援する事業である。

平成30年度においては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、当法人が目的とする地方自治の円滑な運営に寄与する事業に対し、助成金の交付を行う。

なお、助成金は、全国知事会からの申請を受け、予算の範囲内で額を決定し、交付する。また、全国知事会の事業年度終了後速やかに、助成金の充当実績のほか、事業報告書、収支報告書等の実績報告を受ける。

3 都道府県会館の管理運営事業(公益目的事業3及び収益事業1)

本事業は、東京における都道府県の活動拠点として、都道府県会館の管理運営を行う事業である。主な事業内容は以下のとおりとし、平成30年度に

においても、入居者や利用者が会館施設を快適に利用できるよう、適切な管理運営に努める。

(1) 事務所の提供（公益）

当会館は、各都道府県東京事務所や全国知事会、全国都道府県議会議長会の事務局、その他公益財団法人等に対し、事務所の提供を行っている。併せて都道府県に対しては、情報発信の場として共用部分のショーウィンドウや地下連絡通路のポスター設置スペースを提供している。

近隣の相場より低廉な価格で事務所を貸出すとともに、適切な執務環境を整備し、各団体の連携や効率的な運営に貢献できるよう、当会館の維持管理経費の一層の節減を図りながら、会館内の各種設備等の修繕工事等を適宜実施していく。

(2) 入居団体への会議室の提供（公益）

会館内にある大・中・小合わせて 11 の貸会議室について、会館の入居団体に対し、近隣施設の会議室よりも低廉な価格で優先的に貸出すことにより、入居団体の東京における活動支援を行う。

(3) 外部への会議室の提供（収益）

上記（2）の貸会議室について、会館の入居団体の利用がない時間帯については、広く一般に貸出しを行う。

(4) 民間テナント業者への店舗貸付け（収益）

会館内に民間テナント業者による郵便局、銀行 ATM コーナー、飲食店等を設置し、概ね 900 人の会館入居者の他、会議室利用者、近隣住民及び近隣在勤者の利便性向上を図る。

(5) その他

竣工から 19 年が経過した当会館の適切な管理運営のため、各種設備の更新

及び修繕を順次、実施する。

平成 30 年度においては、外気処理空調機、空調自動制御設備、防犯設備機器等の更新工事所要額を 591,500 千円と見込み、適宜実施することとする。

4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業 4）

（1）建物共済事業

本事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、県有財産等の火災、水災、震災、その他の災害による損害を相互救済する共済事業である。

全都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支給を行っている。

平成 30 年度においては、災害共済金の支給を 500,000 千円、熊本地震の申請の本格化に備え、災害見舞金の支給を 600,000 千円と見込み、迅速かつ適正な支給に努める。

また、地方公会計への対応として、各都道府県において固定資産台帳の整備が平成 29 年度中に概ね完了することを受け、整備された台帳の内容を踏まえ、本共済事業への固定資産台帳の活用方策について検討する。

なお、本事業の遂行に必要な会議やシステム改修等の対策は、事業の進展を踏まえ、その必要性和緊急性を考慮して、適宜実施するものとする。

（2）機械損害共済事業

本事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、県有財産等の水力発電用機械の損害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県及び 1 市から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支給を行っている。

平成 30 年度においては、災害共済金の支給を 300,000 千円、災害見舞金の支給を 1,000 千円と見込み、迅速かつ適正な支給に努める。

なお、本事業の遂行においても、必要な会議やシステム改修等の対策は、事業の進展を踏まえ、その必要性和緊急性を考慮して適宜実施するものとする。